

#### ④ 新規企業及び新規事業の創出等

##### 【現状と実績】

(新規事業展開の促進と創業支援体制の整備)

研究開発補助金や、体制整備により、(財)沖縄県産業振興公社や公設試験研究機関など沖縄の地域特性や優位性を生かした新規事業の創出やベンチャー企業の創出を促進する産業支援機関等の支援体制の充実強化が図られた。また、平成 18 年には、全沖縄を対象として大学や公的研究機関の研究開発成果の技術移転や産学官との連携を支援する機関として、(株) 沖縄 TLO が設立された。

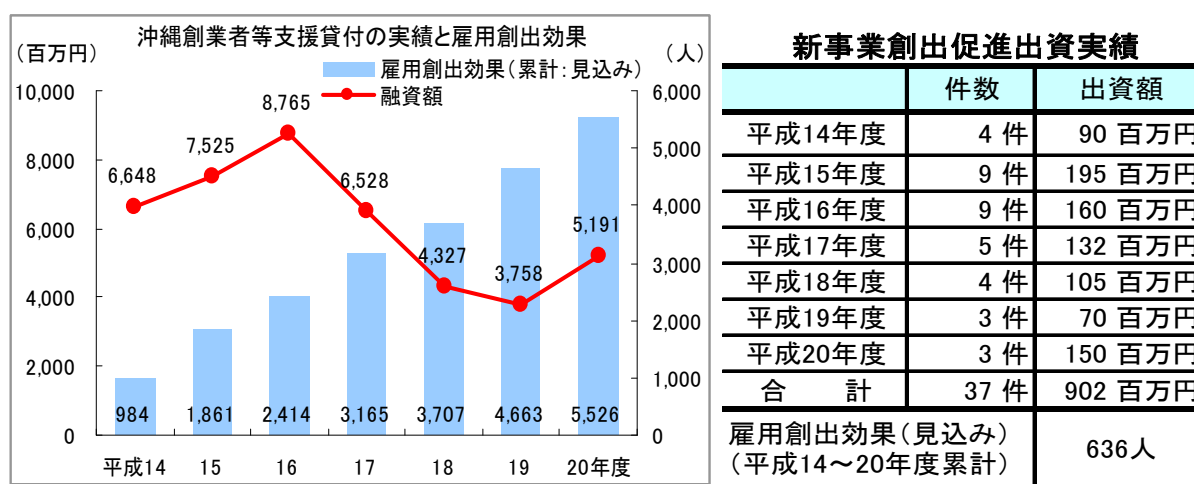
バイオ産業については、平成 15 年に開所した沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター等を研究拠点として、産学連携による共同研究やバイオベンチャー企業の研究開発に対する支援を実施してきた。県内外の民間もこれに答え、沖縄における創薬、微生物、バイオインフォマティクス等のバイオベンチャー企業が増加し、人口百万人当たり企業数は全国 4 位<sup>26</sup>となっている。一方、健康食品については、品質向上等の取組を行ってきたものの、平成 16 年をピークに出荷額が減少しており、業績は景気・流行に影響されやすく変動が大きい。

沖縄振興開発金融公庫においては、新事業創出を促進するため、ベンチャー企業向けに平成 14～20 年度の累計で、37 件・9 億 2 百万円の出資、2,998 件・427 億 42 百万円の融資を執行し、沖縄県産の素材を活用した製造・販売業など沖縄の特性・地域資源を生かした事業や、IT・情報サービスなどの沖縄振興策に対応した沖縄発の事業展開を支援した。公庫の出融資は、資金調達力・信用力に乏しいベンチャー企業等の創業時における直接的支援のみならず、民間金融機関からの融資の呼び水効果をもたらしており、また、資金面の支援のほか、公庫によるきめ細やかな経営指導・財務指導により新事業の創出促進を支援している。なお、公庫の出融資による創業支援による雇用創出効果(見込み)は、累計 6,162 人となっており、一定の成果を上げている。

---

<sup>26</sup> 「バイオベンチャー統計調査報告書(2007年)」(財)バイオインダストリー協会

(表 17) 新事業創出促進関係の出融資の実績



出典：沖縄振興開発金融公庫資料

さらに近年は、ベンチャー企業に投資するベンチャーファンド（10億円）を官民共同で組成した。これによって、民間のビジネスセンスと経験を生かした案件選択とハンズオン支援実施が可能になり、実際に利益を生むIT・バイオ・環境関連分野のベンチャー企業が成長すると期待されている。

同様に、沖縄県の文化等を活用したコンテンツ制作に対して投資を行うファンド（5億円規模）を、平成22年度に官民が連携して組成する予定となっている。

以上は業種ごとの取組実績であるが、ユニークな取組として、特定の場所、資源に応じて業種横断的に新規分野を模索している事例もある。久米島の海洋深層水については、海洋深層水研究所において水産及び農業分野での研究開発などを行った結果、化粧品、飲料水、食料品等の新たなビジネスを拡大させ、平成19年度の深層水関連企業の売上は約15億円、雇用は170人余に至った。

#### (金融業務の集積)

沖縄における金融業務の集積に向けた取組は平成14年度に初めて始まった。その中核が金融業務特別地区制度である。名護市がその地区として指定され、現行計画前に比べ平成20年度末時点までに8社の金融・金融関連企業と574人の雇用が増加している。同制度は、所得控除を含む優遇税制により企業の進出を誘導するものだが、金融業そのものについて地区を限定して規制緩和する

ような措置はなく、制度導入後も構造改革特区制度で数度要望されたがいずれも実現しなかった。金融業務特別地区制度による税制優遇については、要件が厳しくなかなか利用者が現れなかったが、平成 19 年の税制改正により、優遇税制に必要な事業認定の条件緩和（従業員 20 人から 10 人へ）が行われ、結果 1 社が事業認定を受けている。

名護市に金融業務を集積させるに当たり、事業環境、生活環境の整備も重要である。北部広域ネットワークについては、豊原地区のインキュベーション施設（マルチメディア館、みらい 1～3 号館）等を結び環状構造とするなど、金融業で必要とされる信頼性の高い通信基盤の整備が進んだ。また、みらい 1～3 号館（供用開始平成 16、17、21 年）など進出企業向けの施設整備が進んだ。居住環境を含めた周辺環境整備については、名護市内において、魅力ある商業、アミューズメント施設等の誘致などが行われたが、実際の誘致には至らなかった。

こうした金融業、金融関連業で必要とされる人材については、沖縄の金融に係る人材育成モデル事業（平成 14～16 年度）、金融人材育成支援事業（平成 18～20 年度）、雇用直結型金融人材育成支援事業（平成 21 年度～）を行い、金融の専門的知識の人材育成を目的とした研修を開催した。これらの事業では、当初は産学連携によって金融講座を自主的に継続的に開催できる体制の構築を行い、後期には職場実習を組み入れた講座や講座修了後に金融業務特別地域に進出した企業への就職試験・面接を行うなど雇用へ直接結びつくものとするなど、現地における人材育成の経験の蓄積や企業進出状況に応じた人材育成事業を行っている。また、名護商工高等学校の地元教育機関等においても、金融等の知識を習得する機会が提供されている。

（表 18）金融業務特別地域の状況

	平成 13 年度	実績（平成 20 年度）	目標（平成 23 年度）
立地企業数	2 社	10 社	20 社
雇用者数	33 人	607 人	2,005 人

出典：沖縄県調べより作成

※ 1 目標は第 3 次産業振興計画（沖縄県策定）の目標値

## 【課題】

(新規事業展開の促進と創業支援体制の整備)

沖縄の地域特性や優位性を生かした新規事業の創出やベンチャー企業の創出を促進するこれまでの支援により、特にバイオベンチャー企業について一定の集積が進んだものの、観光、情報通信の次なる成長産業として図るためには、医療、食品、情報など関連する産業とあわせクラスターとして発展していく規模までの育成が引き続き重要である。

このため、産業界関係者のビジネスマッチングや、沖縄科学技術大学院大学など大学等の研究成果と産業界のニーズを的確に結びつけるコーディネート機能を量と質の両面で充実させる必要がある。

また、(株)沖縄 TLO は、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づく承認を受けていないため特許料等の減免など各種措置が受けられない。琉球大学と連携して大学発ベンチャー創出を支援したり産学共同研究プロジェクトを運営管理するなど産学官連携機関としての機能を果たしているものの、沖縄科学技術大学院大学の開学等も踏まえ、今後の TLO 機能のあり方を検討する必要がある。

環境関連産業は沖縄の地域特性や優位性を生かした産業のひとつであり、自然エネルギーの普及促進や、環境関連技術に関する研究開発支援や事業化支援などにより、一層の促進が望まれる分野である。

文化コンテンツ分野では近時のファンド事業の成果を踏まえた対応を検討することが適当である。

また、近年、医療・福祉、雇用、地域間格差など様々な社会的課題が顕在化しており、こうした社会的課題をビジネスの視点から解決していくことの重要性が高まっている。

沖縄振興開発金融公庫の出資制度については、ベンチャー企業への出資実績が、構想・企画段階から出資実行に至るまでの相談・調整、さらに出資後の事業のフォローアップに相当の人的労力・時間を要することなどから、37 件・9 億 2 百万円（平成 20 年度末現在）にとどまっているが、新規事業の創出は、地域経済の活性化及び雇用創出に大きな効果が期待できることから、今後とも

ベンチャー企業の創出・育成を更に推進することが必要である。また、沖縄科学技術大学院大学等を核とした知的クラスターの形成におけるベンチャー企業及び企業の研究部門等の集積や、沖縄県が進める那覇空港等を基軸とする国際物流拠点の形成の展開を踏まえた新たなビジネスモデルの構築に資するよう、沖縄振興開発金融公庫の総合政策金融機能を活用した新事業創出の促進を図ることが必要である。

#### (金融業務の集積)

平成 20 年度末で金融業務特別地区に立地している企業数とその被雇用者数は 10 社、607 人であり、これは沖縄県が設定した目標より少なく、金融業務特別地区制度の優遇税制の利用も 1 社のみにすぎない。金融業務特別地区制度による沖縄振興はまだ緒についたばかりの段階にあると言える。

本制度の優遇措置については、常時使用する従業員数に係る要件が設けられており、利用実態を踏まえた要件の見直し（20 人以上→10 人以上）が行われてきた。他方、同制度の利用が依然として低調であることも事実であり、名護の発展状況の実態に照らしつつ、現実に企業集積やこれらによる雇用創出につながる制度となるよう、制度のあり方について見直しを検討する必要がある。

また、わが国における構造改革特区の進展等を踏まえ、銀行法や金融商品取引法、保険業法など金融業・金融関連業にかかる法制において地域を限定した振興措置を規定することについて、その内容や可能性や実現方策を検討する必要があるが、現行計画期間内に進展しなかったことを鑑みれば、当面は進出企業あるいは進出予定企業の実需あるいは制度創設時及び構造改革特区で要望した事項に集中して検討することが有益と考えられる。

また、これらの制度の緩和が実現した場合に、生じうる問題に対しては、人材育成事業などの他の施策の中で総合的に解決していく必要がある。

## ⑤ 地域を支える産業の活性化等

### 【現状と実績】

#### (製造業)

製造業出荷額については、464,150百万円(平成13年度)から 397,745百万円(19年度)と減少しており、沖縄県の目標(23年度目標558,195百万円)の達成は困難な状況にあり、県内総生産に占めるシェアは4.1%に低下し、全国平均の21.3%と比較しても、著しく低くなっている。しかしながら、後述するように、地域への集中的な施策を講ずることによる出荷額増等が確認されており、有効性が認められる。

製造業の振興策としては、国、県は政令で定めた地域(産業高度化地域、自由貿易地域、特別自由貿易地域)において施設整備のほか人材育成、マッチング、広報など総合的に事業を実施するとともに、税制優遇措置を講じているほか、県、市は独自に支援策も講じて、企業誘致を積極的に展開し、加工交易型産業等の集積を図っている。

特別自由貿易地域については、賃貸工場の整備(平成11年～、計23社の入居が可能)やサポートセンターの整備(平成18年度)、広報事業(平成15～20年度)などを行い、県は分譲促進のため県による分譲価格引き下げ措置(平成15年～)や、買取条件付貸付制度の導入(平成15年～)、賃貸工場の整備(平成11年～、計23社の入居が可能)等が行っている。立地企業数は、分譲用地7社、賃貸工場16社、合計23社(21年末現在)に止まっているが、沖縄全県における製造業が企業数、出荷額双方で縮小する中、これら立地企業による製造品出荷額は、順調に増加しており、振興策は一定の成果があったといえる。しかしながら、要した経費は国と県合わせて約65億円の事業費と約2億円の減税と推定されており、年間出荷額50億円の産業の育成に要したコストとしては大きかった。

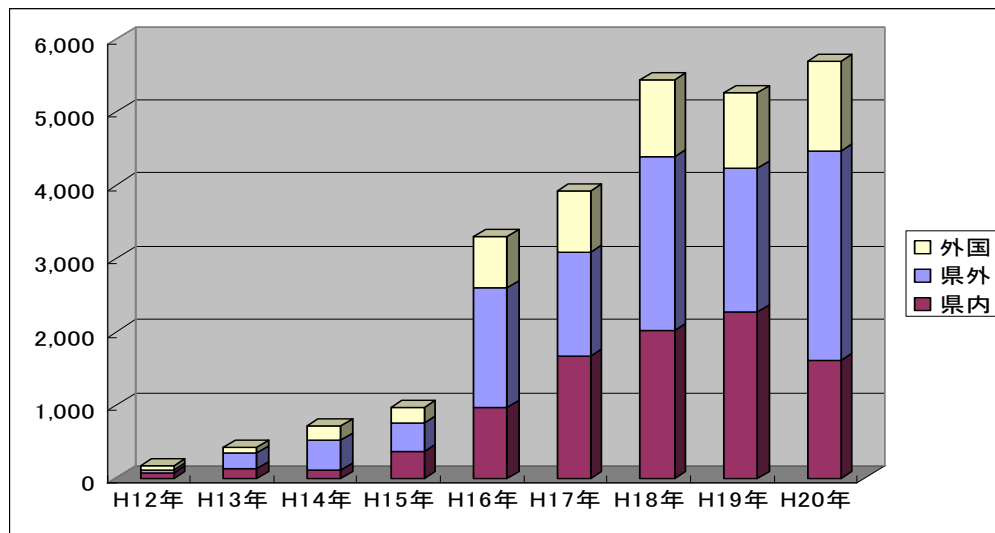
(表 19) 特別自由貿易地域の状況

	平成 13 年度	実績 (平成 21 年末)	目標 (平成 23 年度)
立地企業数	6 社	23 社	75 社
従業者数	100 人	443 人	2,505 人
年間製造品出荷額	4.2 億円	54.3 億円	586.4 億円

出典：沖縄県調べより作成

※ 1 目標は第 3 次産業振興計画（沖縄県策定）の目標値

(表 20) 特別自由貿易地域の搬出実績（年別）



出典：沖縄県資料

こうした措置に加え、平成 21 年度にはこれまで取り組んでこなかった沖縄県内に関連企業の集積がないなどの問題に対応するため、金型産業等、製造業の下支えをする産業（サポーターイングインダストリー）にとって使いやすい長屋型賃貸工場の整備に着手している。

沖縄における製造業発展の最大の障害とされる輸送コストについては、同地域の関連基盤として、中城湾港新港地区の整備が進み、取扱貨物量が平成 20 年に 93 万トンとなっているほか、具志川沖縄線等の道路ネットワークの整備により、那覇空港から中城湾港までの所要時間が平成 13 年から 21 年の間に約 12 分短縮し、約 58 分となっているなどの改善を見せている。しかしながら、製品出荷用として整備していた東埠頭は未完成のまま現在工事中断中であり、

那覇経由の輸送を余儀なくされている。うるま市が沖縄県の補助を受け、コンテナの個数に応じて、コストを補填しているが、中城湾港新港地区進出企業が結成する協議会は同港の早期供用を要望している状況である。

自由貿易地域については、現在、那覇地区が指定されており、優遇税制にとりしては、法人税の所得控除以外は特別自由貿易地域と同様の措置が用意されている。平成 11 年度からの沖縄県による使用料軽減などにより、平成 21 年 4 月現在で製造業・製造関連業の入居企業数 15 社、従業者数は 186 人となっている。同地域全体の搬出入実績や海外との取引額は、バブル崩壊後の低迷期を脱し、平成 16 年度から回復基調にあるが、政策目的である、海外から原材料を輸入し、製造・加工後海外に輸出する加工交易型製造業企業は 2 社のみであり、また投資税額控除などの優遇措置が使われていない。

(表 21) 自由貿易地域の状況

	平成 13 年度	実績 (平成 18 年度)	目標 (平成 23 年度)
立地企業数	14 社	16 社	—
従業者数	135 人	232 人	—
年間製造品出荷額	12 億円	31 億円	—

出典：沖縄県調べより作成

※ 1 自由貿易地域については数値目標は定められていない。

特別自由貿易地域制度の方が企業にとって有利であることなどから沖縄県による製造業誘致は特別自由貿易地域に集中している。このため自由貿易地域は平成 10 年度には入居率 65%と低かったが、那覇におけるオフィスビル不足も背景に、沖縄県は自由貿易地域に雇用効果の高いコールセンターなどの情報通信関連企業の入居を臨時的に認め、21 年 4 月現在、こうした企業も含めれば入居企業数 15 社、入居率は 100%を達成し、従業者数は 732 人（うち 546 人（約 75%）が情報通信関連企業による雇用）となっている。

産業高度化地域については、現在、那覇市、名護市をはじめ 13 市町村が指定されており、法人税の投資税額控除などの税金の優遇措置等が用意されている。減税実績は平成 14～19 年で、国税 3, 116 百万円、地方税 4, 736 百万円に



上っている。沖縄県全体の製造品出荷額 3,977 億円全体（石油・石炭製品除く）のうち、産業高度化地域の同出荷額 3,084 億円で 78%を占めるなど産業高度化地域は沖縄県製造業等を支える地域となっている。

工業用水道の整備については、名護市西海岸地区への専用配水管の布設を平成 21 年度に完了し、当面の需要に対応する整備を終えたが、基幹管路である東系列導水路等の老朽化が進んでいる。年度末契約給水量は、平成 16 年度の 15,194m<sup>3</sup>/日から 21 年度で 17,184m<sup>3</sup>/日となり徐々に伸びている。

#### (建設業)

建設業は、県内総生産、全就業者数の約 1 割を占める基幹産業の一つとして県経済の発展と雇用を支える重要な役割を果たしているが、近年、建設投資が減少する中、需給ギャップが拡大するなどの市場構造の大きな変化や、受注競争の激化など、厳しい経営環境に直面しており、建設業許可業者数、建設業就業者数ともに、現行計画開始時に比べて大幅に減少している。こうした中で、現在、沖縄県では、「沖縄県建設ビジョン」（平成 20 年 3 月）を踏まえ、産業構造の転換、新たな建設生産システムの構築、共通基盤の強化、市場環境の整備に向けた取組を進めている。また、国では、中小・中堅建設企業の経営改善や経営革新の取組を支援するため、建設企業からの問い合わせや個別・具体的な相談に対応するワンストップサービスセンター事業<sup>27</sup>を実施している。また、官公需についての地元中小・中堅建設業者の受注機会については、沖縄総合事務局発注工事に占める県内企業の割合（金額ベース）は、45.5%から 54.6%の間で推移している。

#### (鉱業)

石灰石等の安定的供給については、鉱業法を適正に執行するとともに、合理的開発を促進している。管内の鉱業は、鉱種別にみると石灰石がその大部分を占めており、平成20年における石灰石の出鉱量は約743万トンで、対前年比で 7.5%減少している。石油・可燃性天然ガス等の地下資源については、平成21年度に沖縄本島南部地域において県内では約30年ぶりとなる可燃性天然ガス

---

<sup>27</sup> 平成 17 年度より実施。平成 21 年度より同事業を拡充。

の試掘ボーリングが実施され、天然ガスの有効利用が期待されている。

#### (商業)

中心市街地については、郊外への大型店舗の進出、店主の高齢化や廃業の増加等の中で、空洞化が問題となっており、那覇市、沖縄市、名護市などで活性化に向けた取組が進められている。そうした中で、国や沖縄県においても、中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定や商業基盤の整備、商店街の振興、空き店舗対策などについて支援を進めており、沖縄市が策定した「沖縄市中心市街地活性化基本計画」が、平成22年3月に県内の自治体としては初めて認定された。

市街地の基盤整備については、国際通り線等の街路整備が進められるとともに、現行計画期間中に、土地区画整理事業として、那覇新都心地区、小禄南地区等、市街地再開発事業として中の町A地区（コザミュージックタウン）と新町・ロータリー地区の再開発が完了した。また、安全で快適な歩行空間の確保や都市景観の向上等の観点から、無電柱化やバリアフリー化等の取組が進められている。

#### (運輸交通業)

タクシーについては、輸送需要が減少する中、供給過剰を原因として1台あたりの収入が減少するなど経営が悪化している。バスについては、自家用車の普及、それに伴うバスの定時運行が保たれていないこと、モノレールの開通等により、路線バスの利用者は年々減少しており、これに伴い、路線網の再編が行われている。海運については、本土～沖縄及び離島の貨物の輸送は安定的な輸送が確保されているが、離島の旅客定期航路については、安定的な輸送が確保されているものの、事業者の経営基盤が脆弱で、多くが赤字経営を余儀なくされているのが現状であり、その助成措置として、離島航路整備法に基づき、一定の要件を備えた航路については、補助航路と決定し、欠損が生じた場合は国及び自治体が補助を行っている。

(表 22) 離島航路補助金交付実績推移 (千円)

年度	平成 13 年	平成 20 年
国補助	321, 534	654, 272
県等補助	227, 169	328, 973
合計	548, 703	983, 245

出典：沖縄総合事務局運輸部調査

運輸事業者の近代化・合理化の推進については、国の補助を受け、那覇都市圏バスロケーションシステムが導入されたほか、低公害車の普及促進に向けた助成措置などが行われているが、低公害車については、比較的高額な車両価格等により、県内において導入する事業者が少ないのが現状である。

さらに、輸送機関の効率的な輸送体制の確立の観点から、離島航路事業者では、利用者ニーズにあわせた船型に変更を行っているほか、バス路線網については、路線網の再編や基幹バスシステム導入が検討されている。

#### (販路拡大と物流対策)

大消費地等国内外の市場における県産品の販路拡大を図るため、地域の資源を活用した製品開発の取組や県産品のテスト販売、そうした取組を支える人材育成などの取組を進めている。例えば、香港への販路拡大のため、人材育成やプロモーション等を実施し、国外市場への販路拡大を図っている。また、民間企業が那覇空港を拠点とする国際貨物ハブ事業を開始したことを契機に、空港周辺施設の整備、物流機能増強を進めている。さらに、埠頭通過料が廃止されるなど、海上貨物における経費削減、物流対策が講じられた。

#### (中小企業)

中小企業の成長発展を図るため、新規事業の創出に関する施策に加え、経営基盤の強化と体質の改善、経営の革新等を促進した。経営革新計画に承認された 78 社のうち、沖縄特例の税制優遇の活用等により 73 社の付加価値額が増加し、中小企業の成長発展につながっている。また、県内中小企業が在京の専門家集団とともに大都市圏の販路開拓を行い、マーケティングのノウハウを業界

内に蓄積するといった取組等により、中小企業が実施する市場競争力の強化、生産性の向上等に必要な取組を促進している。

沖縄振興開発金融公庫において、中小企業が安定的に事業を維持・成長発展していくための新たな設備投資や更新投資に必要な設備資金、財務体質の強化を支援するための長期運転資金等について、低利・長期の安定的な資金供給が行われ、平成14～20年度の累計で、31,801件・約3,203億円の融資が実行された。また、商工会等と密接に連携を図りつつ、物的担保の少ない小規模事業者等に対して、無担保・無保証人の融資を実行することにより、経営改善や衛生水準の向上を促進し、経営の安定化や競争力の強化を支援しており、平成14～20年度の累計で、7,965件・約349億円の融資を実行した。

(表23) 沖縄の特定中小企業者による経営革新計画承認件数と特別償却・  
税額控除適用実績

【沖縄の特定中小企業者による経営革新計画承認件数】

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
件数	4	18	15	11	14	10	6

【経営革新に係る特別償却・税額控除適用実績】 (千円)

	特別償却		税額控除	
	件数	特償実施額	件数	控除額
H14年度	0	0	1	3,454
H15年度	1	2,142	1	650
H16年度	1	42,010	3	3,429
H17年度	2	5,389	4	5,259
H18年度	1	6,947	2	60,087
H19年度	0	0	1	44,250
H20年度	0	0	1	5,057

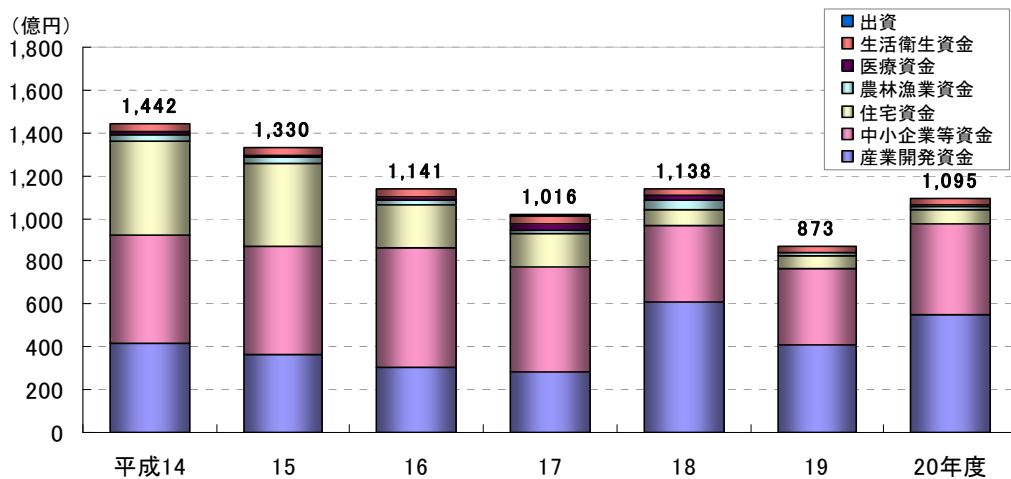
出典：沖縄県調べより作成

(産業振興を支援する金融機能の充実)

沖縄振興開発金融公庫においては、民間主導の自立型経済の構築に向け、沖縄振興特別措置法に基づく地域指定制度等に対応した貸付制度（沖縄独自制

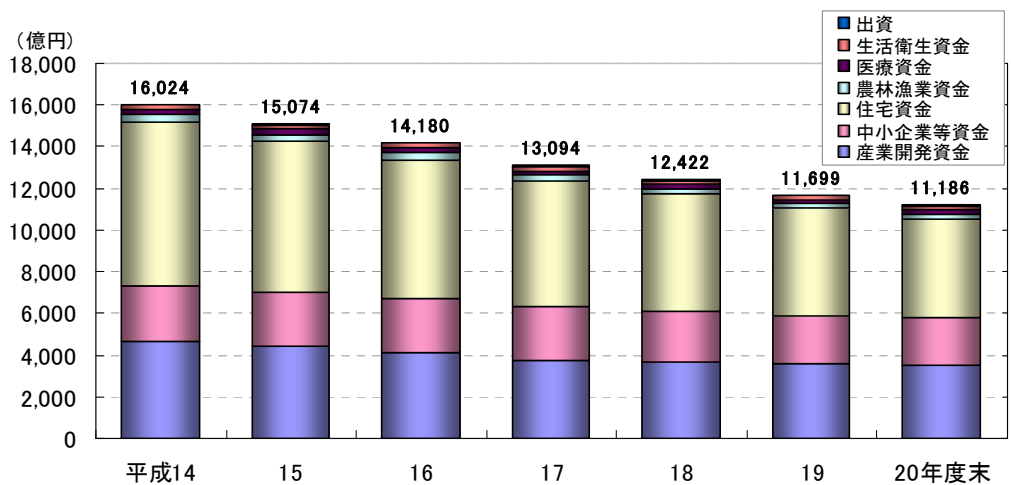
度)を整備し、円滑な資金供給により沖縄の振興を図っている。また、沖縄において新たな事業を創出し、育成・発展させるため、当該事業に必要な資金を出資するとともに、出資先企業の財務面・マーケティング面等の専門的な観点から助言・指導を行い、立ち上がり期の経営の安定化に向けた支援を行っている。その結果、平成14年から20年度の間、観光分野では1,854件・約747億円、情報通信分野では91件・約36億円、農業分野では763件・約172億円、地域産業の振興・企業の立地促進分野では、20,070件・約2,943億円の融資実績となっており、民間主導の産業振興を図るため、良質な資金の供給等により、金融の円滑化を推進している。

(表24) 出融資実績の推移 (フロー)



出典：沖縄振興開発金融公庫資料

(表25) 出融資残高の推移 (ストック)



出典：沖縄振興開発金融公庫資料

## 【課題】

### (製造業)

特別自由貿易地域、自由貿易地域等については、立地企業の業態、数あるいは県全体の製造業の動向を鑑みれば、期待した成果を出しているとは言い難い状況にあるが、他方、特別自由貿易地域だけを取りあげた場合の出荷額の伸びを鑑みればこうした施策の一定の有効性が認められるところである。これまでの様々な施策にもかかわらず、沖縄県への製造業立地が十分に進展しない主要因として、モノづくりの基盤となるサポーティングインダストリーの欠如や物流コストが高いことが挙げられる。

特別自由貿易地域については、サポーティングインダストリーの欠如への対応を始めたばかりであり、指定地を工業地区として成長させる制度となるよう改善する必要がある。また、物流コスト削減のため、中城湾港から沖縄北インターへの10分アクセス圏域の達成に向けた周辺道路の整備等、引き続き、関連基盤の整備を進めていくとともに、中城湾港新港地区進出企業が結成する協議会等、立地企業の要望を踏まえ、中城湾港東埠頭の整備を行う必要がある。なお、沖縄本土間の海上輸送コストの軽減策として沖縄県が要望していた、いわゆるカボタージュ規制(船舶法第3条)について、一部緩和が認められたところであり、こうした措置も活用して定期航路が開設されるよう関係者間の調整が進められる必要がある。

さらに、特別自由貿易地域における保税制度は、保税工場の選択課税や保税地域許可手数料の軽減を除き、一般的な保税地域と同じであることから特別自由貿易地域への立地を誘導する効果が弱い。また、優遇制度についても利用実績が少ないことから、同地域の製造業の発展につながるよう現行制度の見直しを検討する必要がある。

自由貿易地域については那覇空港の国際貨物基地構想など新しい展開も踏まえ、制度の見直し等について検討を進めていく必要がある。

産業高度化地域については、本制度による産業の高度化状況や、製造業の誘致への効果を把握し、今後の制度のあり方の検討を行う必要がある。

工業用水道の整備については、県内の企業活動へ安価で安定した供給を行うため、老朽化が進んでいる東系列導水路等の計画的な更新及び耐震化の必要が

あるほか、収益の向上により、経営の安定化を図るため、県と関係市町村等の連携による需要開拓が課題となっている。

#### (建設業)

建設業については、供給過剰、収益率の低下など経営環境の悪化、技術力の維持・向上、合併・協働化や新分野進出、IT化への対応、若年労働者の確保・育成、技術と経営に優れた企業が伸びていく市場環境づくり、経営力の強化などの課題がある。また、地元中小・中堅建設業者の受注機会の拡大に向けて、沖縄総合事務局においては、競争参加資格要件の緩和などを行っており、そうした措置の実施状況を見極めつつ、引き続き県内企業の受注機会拡大策を検討する必要がある。

#### (鉱業)

資源開発の中でも、地下資源については、沖縄本島の南部地域がガス田地帯として位置づけられていることや、海域の天然ガスが有望視されているが、災害リスクが高い上、その開発には莫大な費用がかかることから、国と県の連携のもと、資源開発を進める必要がある。

#### (商業)

中心市街地活性化については、各市町村を中心に、中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定をはじめ、平成 18 年の改正後のいわゆるまちづくり三法に基づく取組などを積極的に進めて行く必要がある。

バリアフリー化に関しては、公共施設等を連絡する道路や通学路等を重点的に歩道整備やバリアフリー化を推進することにより、歩行者のネットワークを効率的に整備することが必要である。

#### (運輸交通業)

公共交通全体の活性化を図るため、バス路線の一層の再編や基幹バスシステム導入の検討が課題となっている。また、大気汚染対策、地球温暖化対策及び原油価格高騰対策の観点から、低公害車の一層の普及・促進を図る必要がある。

#### (販路拡大と物流対策)

売上の減少が大きい健康食品などの影響で、県産品の国内市場における売上高が平成 16 年をピークに下がってきている。海外市場に関しては、香港での人材育成、プロモーション等の成果を生かし、現地のローカル店や大陸市場の販路拡大を図っていく必要がある。販路拡大施策の企画・実施に当たっては、対象品目や対象市場を適切に選択し、得られた成果を継続的に実施するとともに他へ波及させ、効果的に推進する必要がある。また、近時始まった国際物流拠点構想の推進にあたっては、県産品販路拡大に資する物流システム構築をあわせて進める必要がある。

#### (中小企業)

中小企業については全国的にも成長発展のための支援措置がとられているが、沖縄県の中小企業については、物流コストが高く、物流が安定せず、消費者ニーズが得にくく、地元での資金調達が困難であり、高度成長期を経験していないなど不利な点が残っており、沖縄を対象にした支援は全国に比べより大きなものが必要な状況は変わっていない。

#### (産業振興を支援する金融機能の充実)

国・県等の実施する施策と一体となった民間投資による沖縄振興策を一層推進するため、観光・リゾート産業や情報通信産業などの基幹産業をはじめ、沖縄振興特別措置法に基づく地域指定制度などの各産業振興施策を後押しする観点から、政策金融機能の充実・強化を図り、各産業分野に対する円滑な資金供給に引き続き努める必要がある。

沖縄の産業の基盤となる交通・都市基盤、情報通信基盤など産業インフラについても、沖縄の様々な特殊事情に配慮しつつ、民間投資を促進するため、引き続き、長期・固定・低利の良質な資金を供給するとともに、総合政策金融機関として県内各分野からの多様かつ広範な資金需要に対応することが求められている。

また、地域産業の持続的な発展を促すため、地域経済の牽引役である中小・



小規模事業者等に対する金融の円滑化の一層の推進や、地域に根ざした企業の事業承継を円滑化するための金融支援、経営承継ノウハウの提供が課題である。

加えて、新たな事業を行うベンチャー企業の育成のため、政策金融による支援・政策誘導が課題となっている。

さらに、社会経済環境や金融環境の急激な変化に機動的かつきめ細やかに対応した金融セーフティネット機能の確保に引き続き努めるとともに、特に事業再生の分野においては、沖縄の地域経済や生活、雇用に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、沖縄の地域特性に配慮した政策金融機能の強化を図ることが課題となっている。

エネルギーや環境分野においては、沖縄の電源構成が地理的、地形的制約等により、環境負荷の大きい石炭・石油発電に大きく依存しており、本土に比べて同量の電力消費に対し、CO<sub>2</sub>排出量が2倍となること等にかんがみ、沖縄における低炭素社会の構築と電力の低廉な価格による安定的な供給を両立させるため、電気事業者や企業等の設備投資における温暖化対策の取組を政策金融により支援するとともに、再生可能エネルギー等の環境関連産業を新たな沖縄の産業として育成するため、政策金融による支援・政策誘導が課題となっている。

離島地域については、地理的不利性を補完するため、離島航路・航空交通施設をはじめとする産業・生活基盤の整備における政策金融による支援が重要である。また、離島地域の事業者については、物的担保が弱く、民間金融機関からの資金調達が困難であること等から、中小・小規模事業者に対する金融の円滑化、多様かつ広範な資金ニーズに対応する総合公庫としての機能を活用した、きめ細やかな政策金融が引き続き必要である。

融資に当たっては、担保や保証に過度に依存しない融資を更に促進するため、新たな金融手法の導入や事業価値に着目した融資を行うための融資制度の創設、融資審査体制を強化し、中小企業等に対する資金の安定供給、資金調達手段の多様化を図る必要がある。

## 2 雇用の安定と職業能力の開発

平成 21 年における沖縄県の失業率は 7.5%となっており、13 年の 8.4%と比較して、若干改善されたものの、依然全国平均 5.1%を上回る高率が続いている。特に 30 歳未満の若年者については、平成 13 年に 15.7%と本土復帰後最高値となった後、若干改善したものの 21 年で依然 13.1%と高い水準にある。

有効求人倍率についても、雇用の創出が進む一方で、求職者も増加しており、平成 21 年において 0.28 と、現行計画策定時と比較し、わずかに改善したものの、全国平均を大きく下回っているが、内訳を見ると、観光分野や情報通信分野など、求人が求職を上回っている職種もあり、ミスマッチの解消が課題となっている。また、若年者を中心とした離職率の高さが高失業率の大きな要因の一つとなっており、若年者の就業意識の涵養や、定着率の向上のための魅力ある職場づくりの取組も急務である。

(表 26) 雇用の状況

	平成 13 年		平成 21 年	
	沖縄	全国	沖縄	全国
完全失業率	8.4%	5.0%	7.5%	5.1%
若年者完全失業率	15.7%	8.0%	13.1%	8.0%
有効求人倍率	0.26	0.59	0.28	0.47

出典：完全失業率；総務省「労働力調査」、沖縄県「労働力調査」

有効求人倍率；沖縄労働局「雇用の動き」、厚生労働省「一般就業紹介状況」

個々の取組の現状と課題については、以下のとおりである。

### 【現状と実績】

#### (雇用機会の創出・拡大と求職者支援)

国としては、沖縄振興計画等を踏まえ、市町村や都道府県、地域の経済団体等が一致協力し、創意工夫や発想を生かして雇用創出に取り組む地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）や地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）を実施しており、現在、県内では 7 地域が地域雇用開発促進法に規定する

自発雇用創造地域に認定され、雇用創出に向けた取組を実施した結果、平成 17 年から 20 年にかけて 4,612 人の就業につながっている。また、雇用対策法第 18 条に基づき、中高年齢者、障害者等の就職が困難な失業者及び国の施策等により離職を余儀なくされた離職者等に対し、各種の給付金（職業転換給付金）を支給しているほか、沖縄県では、特に働き盛りの中高年の失業率が全国と比較して高いことから、その再就職等を促進するために、奨励金制度も含めた就職支援を実施している。

(表 27) 就職困難者に対する支援の実績

事業名	内訳	実績（平成 14～20 年度までの累積）
特定求職者雇用開発助成金	高齢者の支払件数	763 件
	障害者の支払件数	1,732 件
	母子家庭の母等の支払件数	2,080 件
核世代再チャレンジ雇用支援事業	再チャレンジ雇用開始者数	32 人（平成 20 年度～）
トライアル雇用事業	中高年の支払件数	143 件（平成 17 年度～）
	障害者の支払件数	546 件（平成 17 年度～）
	母子家庭の母等の支払件数	81 件（平成 17 年度～）

出典：沖縄県雇用構造特性基本調査（平成 21 年度沖縄総合事務局）

こうした雇用対策と産業振興による雇用創出があいまって、就業者数は順調に増加したものの、それを上回る県内人口の伸びにより、完全失業率の大幅な改善には至っていない。なお、県外就職については、県内ハローワークを仲介した件数が、平成 16 年に 1 万件を超えた後、8 千件程度で推移していたが、リーマンショックに端を発する世界同時不況の影響等により、平成 20 年には 5,458 件、平成 21 年には 1,374 件と急激に落ち込んでいる<sup>28</sup>。

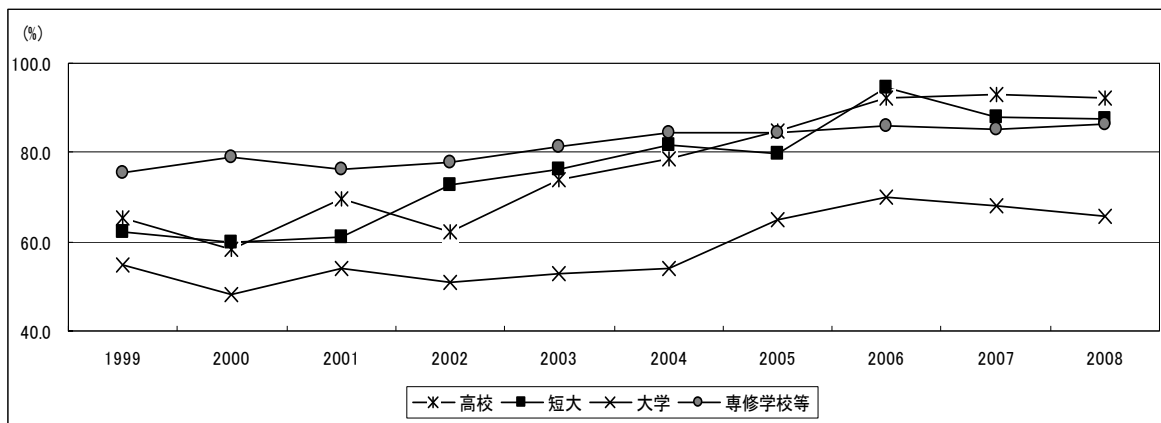
#### (若年労働者の雇用促進)

若年労働者の雇用促進については、沖縄独自の制度として、若年者を雇用した一定の条件を満たす事業者に対して、沖縄若年者雇用促進奨励金を支給し、

<sup>28</sup> 沖縄労働局「雇用の動き（平成 21 年計）」

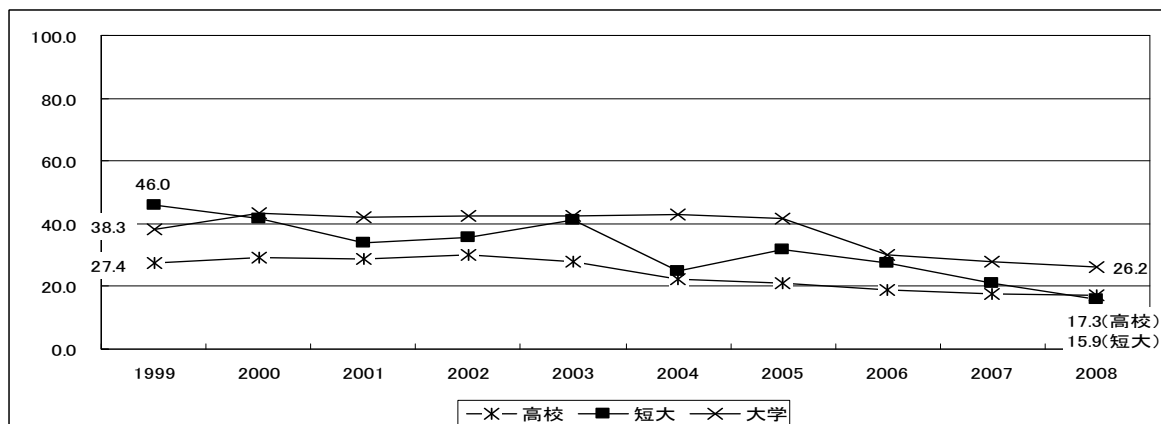
その定着を支援しているほか、平成15年に沖縄県キャリアセンターを設置し、若年求職者に対する総合的な支援を展開している。また、国や県において、若者の職業観を醸成する観点から、中高生の段階からジョブシャドウイング<sup>29</sup>などを通じて働く意義等について考える機会を提供するとともに、県外インターンシップの補助を行うなどの取組等を展開している。こうした中で、大学等を卒業した若者の就職内定率が上昇し、無業率も低下傾向にあるなど、一定の成果が見られた結果、若年者の失業率は、若干改善しているが、平成21年で13.1%と、依然として高い水準にある。

(表 28) 沖縄県の就職内定率の推移



出典：沖縄労働局「職業安定行政年報」

(表 29) 沖縄県の新規学卒者の無業者<sup>30</sup>比率の推移



出典：文部科学省「学校基本調査」

<sup>29</sup> 社会人に「影」のように密着して行動を共にし、その仕事ぶりや職場の雰囲気を観察するもの。

<sup>30</sup> 卒業者のうち、進学者、就職者（一時的な仕事に就いた者含む）のいずれにも該当しない者をいう。

(職業能力の開発)

職業能力の開発、人材育成については、今後の成長が見込まれる観光・リゾート産業、情報通信関連産業、介護産業等の産業分野を担う人材の育成をするため、業種毎に、国と県が連携して研修事業を展開するとともに、(独)雇用・能力開発機構や沖縄県立職業能力開発校における公共職業能力訓練の活用や民間の職業機関等による委託職業能力訓練等の充実を通して人材育成の強化に取り組んでいる。そのうち、公共職業能力開発施設における訓練については、平成14年度から20年度までに、訓練受講者のうち9,417人、専門学校等において実施する委託訓練では8,134人が就職、あわせて1万7,551人が公的職業訓練により、就労を果たしている。

(表30) 職業能力開発・委託訓練による就職者数の実績

	実施主体	就職者数(平成14年度～20年度までの累積)
公共職業能力開発施設等に施設内訓練	県立職業能力開発校	3,141人
	沖縄職業能力開発大学校	1,557人
	(独)雇用能力開発機構沖縄センター	4,719人
公共職業能力開発施設等における委託訓練	県立職業能力開発校(委託訓練)	446人
	県立職業能力開発校(緊急委託訓練)	2,485人
	(独)雇用能力開発機構沖縄センター	5,203人

出典：沖縄県雇用構造特性基本調査(平成21年度沖縄総合事務局)

(働きやすい職場づくり)

働きやすい環境づくりについては、コンサルタントの派遣を通じ、人材活性化に向けた企業の取組を支援するとともに、沖縄県において、社員の育児や介護など仕事と生活の調和を目指し、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援する「ワーク・ライフバランス企業認証制度」を平成19年に創設し、16社が認定されている。また、育児や介護の支援を受けたい人と行いたい人が会員となって相互援助活動を行うファミリーサポートセンターを平成14年以来、県内9箇所に設立し、約7千人が登録(20年度末)している。

#### (駐留軍等労働者の雇用対策の推進)

駐留軍関係の離職者数については、平成14年度以降、100～150人前後で推移しており、その対策として、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づき、離職を余儀なくされる場合、離職前に職業訓練の実施及び離職者に対して特別給付金の支給を行っているほか、公共職業安定所において、駐留軍離職者就職指導票を発給しつつ、沖縄駐留軍離職者対策センターを活用し再就職に関する希望の早期把握や求人開拓、職業相談、職業指導及び職業紹介の強化措置を講じて早期再就職の促進に努めている。

#### 【課題】

##### (雇用機会の創出・拡大と求職者支援)

離島県であり、雇用創出力の高い製造業の集積が困難な中で、引き続き、産業の振興や県外からの企業誘致を進めるとともに、県内の求人の掘り起こし、起業支援などを行い、更なる雇用創出を進める必要がある。

また、雇用支援制度についても、利用度の低いものがあり、制度の周知方法や制度内容の利便性の向上により、さらなる効果が期待される。

県外就職についても、地理的不利性に起因する就職活動に係る高額な費用等がネックとなっていることから、その支援のあり方について検討の必要がある。

##### (若年労働者の雇用促進)

沖縄の若年者については、「ゆいまーる精神」が根強く残る中で、就職先として、沖縄県内を重視し、「仕事を選ぶ」傾向が強く、希望の仕事が見つからない場合には、就職せずに、家族の面倒になるという傾向がある<sup>31</sup>との指摘がある。こうした中で、公務員や大企業、地域、職種にこだわらず、まずは就職し自立するという意識改革が必要であり、早い段階からの職業観を涵養するため、教育機関とも連携しながら、引き続きジョブシャドウイングやインターンシップなどのキャリア教育を必要がある。また、観光産業や情報通信産業など、比較的求人の多い職種についても、仕事の内容やキャリアパス、勤務条件等に

---

<sup>31</sup> 沖縄県では、世帯主との続柄別で見ると、「その他家族（同居している子供等）」の完全失業率が14.9%（全国平均7.1%）と非常に高くなっている。

ついて、情報提供を図り、若年者の視野を広げ、幅広い選択肢を提供できるよう支援していくことが不可欠となっている。さらに、若年者の公務員志向等については、保護者の意向が影響を与えていると考えられるため、その意識啓発も求められている。また、学卒後の若年者の離職防止・定着促進は沖縄県の失業率改善の大きな鍵といえ、こうした「学生ではない若者」向けの就労支援対策の構築が大きな課題となっている。

#### (職業能力の開発)

公共職業訓練については、訓練内容や委託方法を再検証し、企業の人材ニーズに密着した訓練内容の充実を図るとともに、求職者をはじめ広く県民に対する事業周知を強化することが望まれる。また、職業訓練・就職支援の対象から外れてしまった人々へのセーフティネットの整備や、沖縄県の地域特性を踏まえ、基幹産業である観光業や求人倍率の高い介護分野などに向けた職業訓練の実施などを通じ、今後の産業の動向や技術の進展に対応した人材を引き続き育成することも課題となっている。

#### (働きやすい職場づくり)

離職率の高さの一因として、県内に魅力的な職場が少ないことがあることから、雇用の質の向上に向けた取組が急務となっている。そうした中で、企業側が中心となって、魅力あるキャリアパスの構築や働きやすい職場環境の構築等を進め、人材の定着を図っていくことが必要であり、国・県としてもそうした取組を支援していくことが重要な課題となっている。また、出産後の女性の再就職支援等、子育てをしながら仕事にも取り組める、仕事と家庭の両立支援を進める必要がある。

#### (駐留軍等労働者の雇用対策の推進)

駐留軍関係離職者は、中高年者が多いことに加え、極めて特殊な勤務形態の中で長年業務に従事してきており、再就職は非常に困難な状況にあることから、きめ細かい職業指導、職業紹介等により一刻も早い就職や自立に向けた支援を引き続き行う必要がある。

### 3 科学技術の振興と国際交流・協力の推進

#### ① 科学技術の振興

##### 【現状と実績】

国際的に卓越した教育研究を行う大学院大学を整備するため、平成 17 年 9 月に設立された（独）沖縄科学技術研究基盤整備機構（恩納村）において、先行的研究事業や施設整備を実施している。現在、神経科学、分子科学、数学・計算科学、さらに海洋生物研究を含めた環境科学の分野を中心に、23 の研究ユニットで研究者 173 人（うち外国人 64 人）（平成 22 年 4 月 1 日現在）が先端的な学際分野の研究プロジェクトを展開している。機構の開催するサマースクールは、海外の大学から単位として認定されるなど、国際的な評価が確立されつつある。また、企業等との共同研究の実績も着実に増加している。平成 21 年 7 月に大学院大学に対する組織運営等の特例や補助について定めた沖縄科学技術大学院大学学園法が成立したことを受け、同年 9 月に任命された大学院大学設立委員において、平成 24 年度の開学に向けて、学校法人の寄附行為や教育課程の作成準備等が進められており、平成 22 年 7 月には学長予定者が決定された。また、平成 22 年 3 月には、恩納村のキャンパスにおいて、研究棟等の一部を供用開始した。

沖縄の亜熱帯特性を活用した研究開発については、平成 12 年度からサンゴやマングローブ、亜熱帯特性を有する s 微生物などを対象とした調査研究事業を行った結果、亜熱帯研究の基盤向上が図られ、実用化・応用化等の研究が進んでいる。また、（独）国際農林水産業研究センター（JIRCAS）熱帯・島嶼研究拠点等を中心に、さとうきびの安定生産のため、小型収穫機械の開発、早期高糖性品種の育成、害虫防除等の技術開発が進められている。

科学技術に関する情報発信については、平成 15 年に第 4 回アジア原子力協力フォーラム大臣級会合が開催されたほか、20 年に第 1 回目となる G8 科学技術大臣会合を沖縄で開催し、地球規模の問題の解決に向けた科学技術協力の強化等について議論を行うとともに、同会合の関連行事として、ノーベル賞受賞者も参加したワークショップ等が開催されるなど、沖縄を舞台に国際的な会議が開催された。また、（独）沖縄科学技術研究基盤整備機構において、上記ワークショップを含め、沖縄科学技術大学院大学の国際的な知名度を向上させ、



研究成果等を世界に発信する国際ワークショップを多数開催し、国内外の大学・研究機関等から延べ約 2,000 人が参加した。

科学技術を担う人材の育成については、次代を担う子どもが科学技術に関心をもつ機会を創出する観点から、国や県において、イノベーションを起こす力を育む「アジア青年の家」や科学技術と親しむ機会を提供する「子供科学力養成塾」等の取組を進めている。また、平成 14 年に国立沖縄工業高等専門学校が開学し、専門性の高い技術者等を輩出するなどの成果が見られるほか、平成 24 年度の沖縄科学技術大学院大学の開学に向け、(独) 沖縄科学技術研究基盤整備機構において、研究者と地元の児童・生徒との積極的な交流活動などが進められている。

#### 【課題】

沖縄科学技術大学院大学の平成 24 年度の開学に向け、(独) 沖縄科学技術研究基盤整備機構では、引き続き、国内外の優秀な研究者の獲得及び先端的な学際分野での研究活動等、世界的な評価の確立に向けた取組を充実させるとともに、学校法人の寄附行為や教育課程の作成等を進め、平成 22 年度中に大学設置等認可申請を行う必要がある。また、恩納村のキャンパス建設地において、必要な研究棟等の整備を進める必要がある。さらに、琉球大学や産業界との連携等により、世界的水準の知的クラスター形成に向けた取組について検討を進める必要がある。

亜熱帯特性研究については、沖縄県における亜熱帯研究基盤の向上が図られたことから、今後は沖縄県等において産業振興や環境保全に繋げていく方策の構築・実施が課題となっている。

科学技術を担う人材の育成については、沖縄においては、国内他地域と比較して、子どもが科学技術に触れ合う機会が少ないことから、大学院大学の活用を含め、最新の科学技術や第一線で活躍する科学者などに触れ合う機会の確保に努め、子どもの科学技術に関する関心を喚起していく必要がある。

## ② 国際交流・協力の推進

### 【現状と実績】

国際化に対応する人材育成については、小学校における外国語活動の導入や、大学生や高校生等を対象に海外への留学・派遣の支援を行うとともに、(独)国際協力機構沖縄国際センター(JICA 沖縄)における各種研修員受け入れプログラムや、平成20年度より沖縄で開催している「アジア青年の家」事業などを通じた国際交流により、国際感覚豊かな若者の育成に努めている。また、国際協力・交流推進の中核となる同時通訳者の養成を図る観点から、これまでに200人以上を研究機関に派遣している。

(表 31) 沖縄県海外留学派遣実績 (国費補助のある主な事業)

	平成13年度まで	平成14～21年度	合計
沖縄県人材育成海外留学生派遣事業	50人	28人	78人
沖縄県高校生米国籍派遣事業	174人	173人	347人
沖縄県同時通訳者養成事業	110人	112人	222人

出典：沖縄県資料

また、沖縄県による沖縄平和賞事業や(独)国際協力機構沖縄国際センター等を通じた海外ボランティア等の事業を通じて、平和の大切さを世界に向けて発信している。さらに、沖縄県では、平成18年に第4回世界のウチナーンチュウ大会を開催したほか、現行計画期間中に約100人の新ウチナー民間大使を新たに認証し、その活動を支援するなど、世界各地で活躍する県系人のネットワーク構築を図っている。

国際化に対応する環境づくりについては、外国公館数、国際交流団体数、国際協力を担うNPO法人数が、「沖縄県国際交流計画」の目標数値を上回るなど、堅調に増加しており、また、JICA 沖縄において、開発途上国から国づくりの担い手となる行政官や技術者などを受け入れ、沖縄の地域特性を生かした研修を実施している。

## 【課題】

沖縄県の「沖縄 21 世紀ビジョン」においても、沖縄の地理的特性を生かし、アジア地域との交流を一層強化していく方向性が示されており、国際交流拠点としての沖縄の発展を支える国際感覚豊かな人材の育成が重要な課題となっている。そうした観点から、語学力に優れ、共生の精神をもった若者等の育成を進めるため、アジアを中心とする諸外国の人々の招聘や沖縄の若者等の海外派遣などに積極的に取り組み、交流の機会を増大させる必要があり、今後の交流事業や留学制度等の拡充や支援のあり方が課題となっている。また、外国等との交流にあたっては、世界各地で活躍する県系人のネットワークの積極的な活用・連携を図るとともに、ネットワークの拡充・深化に向けた次世代の育成・継承が求められている。外国人留学者数や自治体受入海外技術研修員については、受入の維持・推進に向けた取組を進めていく必要がある。また、国際交流・協力ボランティア数は沖縄県の目標数に達しておらず、制度の周知やその積極的な活用を図る必要がある。

さらに、那覇空港、那覇港の整備等、国際交流拠点の形成を目指した基盤整備を推進するほか、国際航空路、国際航路の維持・拡充に努める必要がある。また、交流の促進を図る観点から、道路の整備を推進し、広域的な道路ネットワークの早期の概成化を図る必要がある。

## 4 環境共生型社会と高度情報通信社会の形成

### ① 環境共生型社会の形成

#### 【現状と実績】

##### (循環型社会の構築)

循環型社会の構築に向けた取組として、一般廃棄物処理施設の整備については、現行計画期間中、新たに焼却施設を 10 施設、最終処分場を 5 施設整備し、整備済み市町村は 41 市町村中、それぞれ 39 市町村、23 市町村となった。また、一般廃棄物の排出量や最終処分率は減少傾向にあるが、リサイクル率は横ばい状態にあり、全国と比較して 6%程度下回っている（沖縄 13.6%、全国 20.3%（平成19年度））。使用済自動車や使用済家電等の処理困難物については、各種リサイクル法の整備により、不法投棄・野積み等は減少している。産業廃棄物処理については、産業廃棄物の再生利用と減量化が進んだ結果、最終処分量が減少傾向にある。

太陽光や風力等の自然エネルギーの活用については、研究開発から実証、普及促進まで幅広い取組により国、県、市町村、企業、県民等が一体となって導入を進めている。宮古島の太陽光発電は NEDO の研究事業から始まったが、事業終了後は沖縄電力が実験施設を買い取って運転し、さらに平成 22 年度よりマイクログリッド実証事業に拡大している。風力発電についても、電気事業者や自治体が設置・運転し、台風による被害を乗り越え、可倒式風車の実証に進んだ。こうした集積から、沖縄県内の市町村の中で、環境モデル都市や次世代エネルギーパークの指定を受けている市町村があり、全国的に見ても沖縄が環境共生型社会のモデル地域としての形成が進んでいる。また、バイオマスタウン構想に基づき、泡盛製造過程で発生する蒸留粕をエネルギーとして活用したり、建築廃材を木質バイオマスとして利用するなどバイオマテリアル製造に取り組む企業や廃ビン等の循環資源を活用する企業が出てきている。

##### (自然環境の保全・活用)

沖縄のサンゴ礁については、白化現象、赤土等による海洋汚染、オニヒトデの大量発生等による影響で本土復帰前と比べ大幅に減少したといわれており、

例えば、石西礁湖では1980年頃存在した被度50%以上の広大な高被度サンゴ分布域は、1991年には面積がほぼ半分以下になった。その保全に向けて、オニヒトデの駆除やサンゴ礁の白化現象の調査、サンゴの再生・移植事業、モニタリング・住民の意識啓発活動、陸からの富栄養物質の流入に対する対策などを国や沖縄県等を中心に実施している。

琉球諸島（トカラ列島以南の南西諸島が検討対象）については、平成15年度に環境省及び林野庁が設置した専門家による検討会において世界自然遺産の候補地とされたが、絶滅危惧種の生息地など、重要地域の保護担保措置の拡充が課題であるとされた。

新たな国立公園の指定に向け、やんばる地域において、平成20年3月に環境省が検討会や地元での意見交換会を経てとりまとめた「やんばる地域の国立公園に関する基本的な考え方」に基づき、地域住民・行政などとの意見交換、自然資源を活用した観光等に関する調査を実施しており、これらを通じて地域の公園指定の機運醸成に努めている。西表石垣国立公園については、平成19年8月に石垣島の一部及び周辺海域を編入し、名称を西表国立公園から西表石垣国立公園に変更した。現在は、西表島について、特にイリオモテヤマネコの保全や海域生態系の保全を中心に取組を進めており、公園区域の拡張等を検討している。

希少な野生生物の保護管理など生物多様性の確保については、やんばる地域の希少種を捕食するなどその生存の脅威となっている外来種マングースについて、国と沖縄県が協力し、北部地域における平成26年度までの根絶を目標に、北上防止柵の設置及び集中的な捕獲（平成14年以降9千頭以上を捕獲）等を行っている。ヤンバルクイナについては、平成16年度に保護増殖事業計画を策定し、生息状況等の把握や外来種やロードキル対策等の生息環境の維持・改善、普及啓発等に取り組んでいる。平成19年度には「ヤンバルクイナ飼育下繁殖に関する基本方針」を作成・公表し、飼育繁殖事業を実施しており、平成20年度～21年度にかけて、飼育下繁殖施設の整備を進めている。ジュゴンについては、平成13年度から「ジュゴンと藻場の広域的調査」を実施し、その分布や生態、餌となる海草の分布について把握してきたほか、漁業とジュゴンの共生を目指し、ジュゴン羅網時のレスキューマニュアルの作成等を実施

している。また、平成16年度からはジュゴンと共生する地域づくりを目指し、地域住民を対象としたワークショップ等を開催し、20年度より、漁業者との連携による生息環境・生息状況のモニタリング等を実施している。

松くい虫防除対策については、平成14年に沖縄県が「沖縄県松食い虫の防除に関する条例」を制定し、国・米軍関係機関と連携し「松くい虫ゼロ大作戦（14年度～18年度）」を展開した。そうした取組の結果、国頭村、東村及び大宜味村については被害が沈静化した。他方、恩納村や名護市南部のように被害が拡大している地域もある。

赤土等の流出については、「沖縄県赤土等流出防止条例（平成7年施行）」に基づき開発事業等から発生する赤土等の流出を規制するとともに、農地における流出防止対策施設の整備、流域協議会など地域における流出防止対策の取組が行われているほか、沖縄振興開発金融公庫において、企業の設備投資に際して、赤土の浮遊物質量に係る県条例に定める基準を更に下回る基準以下に抑えるものについて政策金融による取組支援が図られている（利用実績は、平成15～20年度の累計で118件・約900億円）。

また、沖縄県では、離島を中心に、近年、外国由来のものを含め、海岸漂着物の問題が深刻化している。そうした中で、国としては、地域における海岸のクリーンアップに向けた取組を継続的に支援するとともに、離島地域を含む廃棄物処理施設の整備等を着実に推進している。

社会資本整備にあたっては、豊かな自然環境を可能な限り保全・再生しながら事業を進めていくことが望まれており、ダム事業においては、特に自然環境が豊かな「やんばる」の森で事業を進めることから、ノグチゲラをはじめとした貴重種などの保全に取り組み、一定の成果を上げている。また、放流水のエネルギーを利用した小水力発電等を管理用電力として使用するなど、CO<sub>2</sub>の排出抑制にも積極的に取り組んでいる。海岸事業においては、人工リーフなどの海岸保全施設設置により失われるサンゴを周辺に移植するなど、サンゴの保全にも取り組んでいる。

## 【課題】

（循環型社会の構築）

循環型社会の構築に向けた取組として、一般廃棄物処理施設の整備については、自治体間で更なる広域化を検討し、それによる減量処理率等の数値向上を目指すことが求められているほか、一般廃棄物処理施設の耐用年数向上を目指し、施設ごとの長寿命化計画を策定していく必要がある。また、リサイクル率が全国平均を下回っているため、3R<sup>32</sup>を一層推進する必要がある。

産業廃棄物処理については、県内の産業廃棄物管理型最終処分場が逼迫している状況から、県が政策的に関与して、産業廃棄物処理センターの整備に取り組んでいるが、用地選定において地域との合意形成が厳しい状況にある。

自然エネルギーの活用については、安定供給のための配慮が離島県である沖縄では特に必要であると同時に、沖縄の特殊性が活かせる分野である。沖縄における自然エネルギーの制御技術の開発や実証などの成果は全国で活用できる可能性が高いばかりか、途上国、島しょ国にも有益である。環境共生型社会のモデル地域としてさらに実績を蓄積し内外に発信する必要がある。

#### (自然環境の保全・再生)

サンゴ礁の現状については、詳細は把握されていないため、その適正かつ効果的な保全のためには、各地域における生息状況とともに、サンゴに影響を与える攪乱要因を把握し、各地域の環境特性を踏まえた対策を実施していくことが求められている。また、サンゴ礁の保全・再生にあたっては、民間レベルでの取組も盛んになっており、行政と民間の連携をより一層効果的に進めていく必要がある。

マングースの捕獲については、さらなる捕獲圧の強化が不可欠となっているほか、生息密度が低下した場合の効率的な捕獲手法、地域的な根絶の確認手法、根絶後に新たな侵入を防止する方法等についても、今後検討を行っていく必要がある。ヤンバルクイナについては、生態的知見が不足しているため、本種の生態的知見の収集や調査方法の見直しや検討を行う必要がある。飼育下繁殖事業においては、過密化や近親交配の進行が懸念されていることから、飼育下で遺伝的多様性を確保した繁殖を行うための検討が必要となる。ジュゴンについては、現在は沖縄本島周辺にごく少数生息するのみであり同種の餌場である海

---

<sup>32</sup> 廃棄物の発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle)。

草藻場と漁業活動が行われる区域が重複することから、定置網、刺し網など漁網による混獲が個体群の存続に大きく影響すると考えられるため、生息環境の保全とあわせ漁業との共生が求められる。

松くい虫防除については、近年の環境意識の高まりにより薬剤の空中散布が実施できないことや対象地域が米軍基地内等にある場合等、徹底した防除対策を実施するには関係機関の協力や地域住民の理解が不可欠となっている。なお、全域・全量を適正に処理するためには財政的手当が必要であり、また、被害軽減のための防除技術の開発を推進する必要がある。

赤土等流出については、防止条例により、排出基準等が定められた「開発事業<sup>33</sup>」からの流出量は大幅に減少してきている一方、流出防止が努力規定となっている「農地」からの流出は各種流出防止対策の実施により一定の削減は見られるものの相対的な割合が増大し、発生源の約7割を占めている。農地からの赤土等流出を抑制するための施設整備については、勾配抑制等の発生源対策を強化した整備を行うことで防止効果が向上されたもののコストの増大により、整備面積の進捗に遅れが生じ、平成23年度までの目標整備量に対して20年度までの達成率が43%にとどまっており、課題となっている。

漂流・漂着物対策については、平成21年に成立した「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」を踏まえつつ、地域の実情にあった回収処理体制の確立、運搬処分費用の確保やコスト負担の軽減、不法投棄対策や啓発活動等の発生源対策などが課題となっている。

河川整備においては、「多自然川づくり」の全面的な実施を推進しているが、比較的安易な環境ブロック護岸や自然石護岸の採用により画一的な川づくりになっている側面もあり、アクセス性や親水性に乏しい河川も多いことが課題となっている。河川水質は河川浄化事業の実施や下水道整備率の向上等により改善傾向にあるが、依然として環境基準を満足していない河川もある。河川生態系の回復については、河川へのリュウキュウアユ復元に向けた取組なども行われているものの、河川横断工作物による回遊阻害や河川からの直接取水による河川環境悪化などにより、定着するに至っていない。このため、自然環境保

<sup>33</sup> 1,000 m<sup>3</sup>以上の開発行為に対して流出を規制。



全のための取組を一層推進していく必要がある。

なお、自然環境の保全等に共通する課題として、問題の全体像の具体化、明確化を踏まえた目標設定と適切な成果指標の設定・充実を図っていく必要がある。

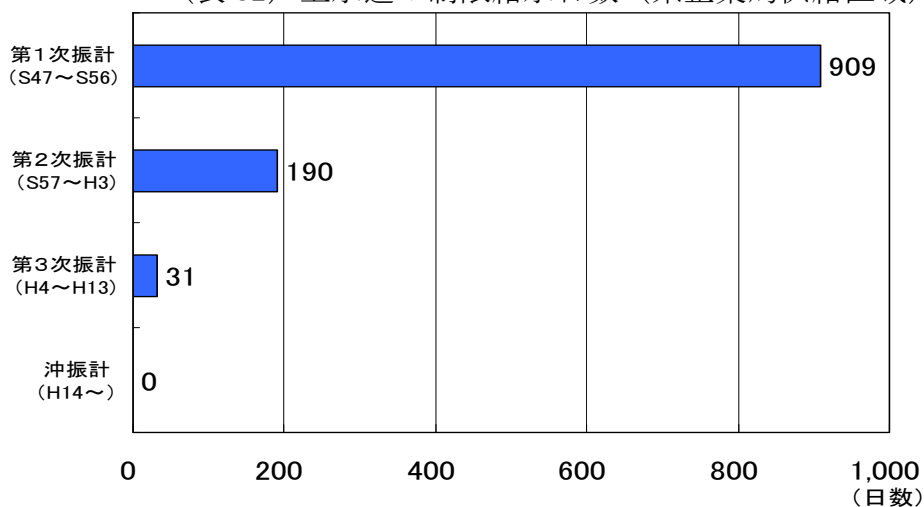
## ② 生活環境基盤の整備、高度情報通信ネットワーク型社会の形成等

### 【現状と実績】

上水道の整備については、水源開発として、新たに羽地ダムが完成するなど多目的ダムの建設を促進した結果、水事情は大きく改善し、沖縄本島では平成6年度以降、給水制限もなく顕著な効果が見られている。また、河川の豊水時の余剰水を取水し、大保ダムや倉敷ダムへ導水し、貯留安定化する西系列水源開発事業が平成22年度に完成予定である。

その他、水源開発とあわせて、水需要の増加等に対応した水道施設の整備を行うとともに、より質の高い水の供給を図るため、新石川浄水場の高度浄水の整備を行うほか、各市町村においても、管路等の整備を推進している（水道普及率（平成19年度末）：99.96%（全国97.4%））。

（表32）上水道の制限給水日数（県企業局供給区域）



出典：沖縄県企業局調べ

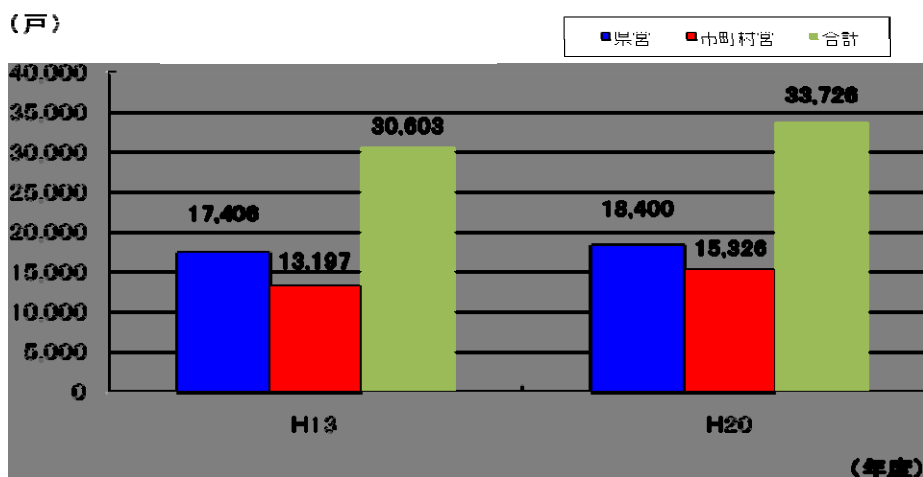
下水道については、下水道処理人口普及率は65.3%（平成20年度末現在）で、昭和47年の17%と比較し、整備が進捗したものの、全国平均の72.7%を下回る状況にある。また、浄化槽については、新設浄化槽の設置や既存の単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を図っているが、浄化槽設置数のうち合併処理浄化槽の占める割合は全国平均に比べ低い。

公園・緑地については、沖縄美ら海水族館の開館や総合案内所（ハイサイブ

ラザ)の供用、京の内や琉球庭園「書院・鎖之間庭園」の復元など、国営沖縄記念公園の着実な整備が進められている。その他の都市公園等<sup>34</sup>についても、整備を進めた結果、一人当たりの都市公園等面積は、平成13年度末の7.3m<sup>2</sup>/人から平成20年度末の10.3m<sup>2</sup>/人に増大しているが、沖縄本島では8.2m<sup>2</sup>/人と依然全国平均の9.6m<sup>2</sup>/人を下回っている。港湾緑地についても、約39ha(平成13年度末)から、約84ha(平成20年度末)と大幅に増大しているが、那覇港浦添地区や石垣港新港地区などの未整備箇所も残っている。

公営住宅については、平成20年度までに県営18,400戸、市町村営15,326戸の33,726戸が整備されたが、応募倍率は高く、依然不足している。

(表33) 公営住宅の整備戸数



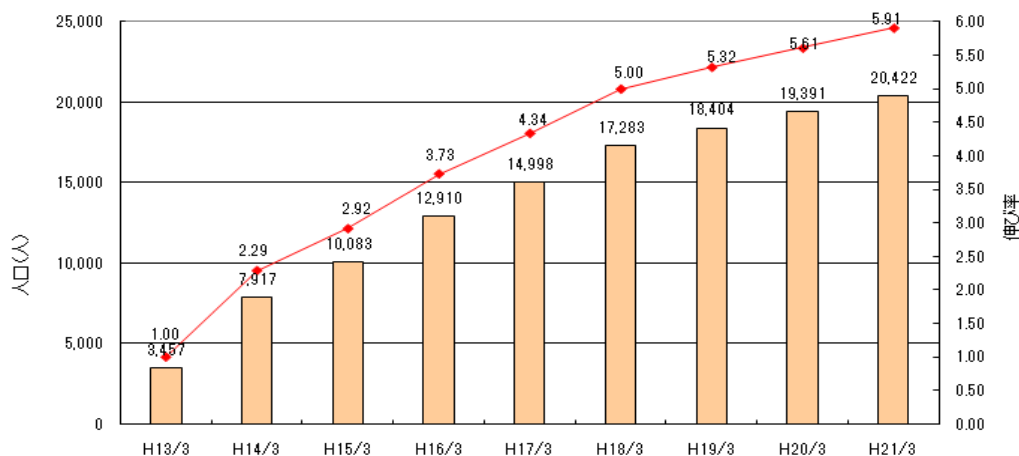
出典：沖縄県 土木建築部 住宅課作成

市街地整備については、土地区画整理事業として、現行計画期間中に新たに那覇新都心地区と小禄南地区等の事業が完了するなど着実に事業が推進し、平成21年現在の区画整理の総面積は約3,150haとなっている(整備中のものを含む)。那覇新都心地区内では、居住人口が平成21年に2万人を越し、周辺市街地への人口流出等により減少していた那覇市全体の人口も増加に転じた。また、地区内に大型商業施設の立地が進むなど活性化が図られている。市街地再

<sup>34</sup> 都市公園等とは「都市公園法」に基づき国または地方公共団体が設置する都市公園、および都市計画区域外において都市公園に準じて配置されている特定地区公園(カントリーパーク)を指す。

開発事業として、現行計画期間中に中の町 A 地区（コザミュージックタウン）と新町・ロータリー地区が完了し、現在、牧志・安里地区等において整備が進められている。

（表 34）那覇新都心の人口の推移



出典：住民基本台帳人口の概況

沖縄振興開発金融公庫においては、民間住宅の供給・取得等の促進を政策金融面から支援し、現行計画期間中（平成 14～20 年度）に 11,482 戸の良質な住宅の取得等を金融面から支援した（融資総額約 1,379 億円）。また、市街地の再開発等においては、プロジェクトを実施する中堅・大企業から、中小・小規模事業者までの幅広い事業者の多様な資金需要にきめ細やかに対応する総合公庫としての機能を最大限に活用し、民間投資を促進した。

多面的機能を生かした農山漁村の振興については、グリーン・ツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムを促進するため、補助事業等を活用し、体験滞在交流施設の整備、体験プログラムの作成やインストラクター、ガイド等の人材育成等に取り組んでおり、こうした結果、都市と農村の交流人口は平成 13 年の 68.7 万人から 19 年は 106.1 万人と着実に増加している。

（表 35） 都市と農山漁村の交流人口

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
都市と農産漁村の交流人口(千人)	68.7	72.4	77.9	92.5	99.3	101.2	106.1

出典：沖縄県農林水産部調べ

また、高度情報通信ネットワーク社会の形成に向けて、情報通信基盤面では、離島ブロードバンド環境整備事業や南北大東地区における海底光ケーブル整備事業、地上デジタル放送中継局整備事業等を進めている。加えて、行政の情報化関係では、県・市町村のホームページからの電子申請や防災情報等提供、住民からの相談受付等のシステムが構築され、どこにいても必要な手続きや、最新の情報取得ができるようにするための取組が進められているところである。

また、災害に強い県土づくりとして、河川整備事業、ダム事業、砂防・地すべり対策事業、海岸事業とも着実に取組を進めた結果、洪水氾濫防止のため整備された河川の延長の割合は約 62%（平成 20 年度）、ダムによる安定供給可能人口は約 94 万人（平成 19 年度）、土砂災害から保全される戸数は約 7,700 戸（平成 19 年度）、津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積は約 2,500ha へ減少（平成 19 年度）等、施設整備進捗率が上昇し、沖縄県民の安全・安心な生活基盤を確保するための災害に強い県土づくりに貢献している。

#### 【課題】

上水道については、より質の高い水の供給を図るため、新石川浄水場の高度浄水の整備等を着実に進めるとともに、本土復帰以降に整備した施設が大量に更新時期を迎えること、全国と比べ基幹水道構造物の耐震化率が低率であること及び本島内の多くの市町村が企業局から受水し、自己水源を有していないこと等を踏まえ、老朽施設の更新や耐震化等の既存施設の改良が課題となっている。

下水道については、整備の遅れや事業未着手の地域が残っていることから、特に人口 5 万人未満の市町村においては、下水道処理人口普及率が 40.1%（平成 20 年度末現在）にとどまっており、関連市町村と連携して未普及地域の解消に努めていく必要がある。また、早期に着手した地域では、施設の老朽化の急増により適切な管理が課題となっており、長寿命化計画を策定し、適切な改築に計画的に取り組む必要がある。

公園・緑地については、都市公園の適切な量の確保と機能的な配置を目指し、観光客や地域住民など利用者の視点から適切な都市公園面積の確保と機能的な配置を検討する必要がある。

また、公園施設長寿命化計画に基づく施設の適切な維持管理に努めるとともに、整備にあたっては、バリアフリー化の推進、地域住民等の参画、民間との協働や景観への配慮等に留意する必要がある。さらに、屋上緑化など都市部における緑化を推進する必要がある。港湾緑地については、観光立県を目指す中で今後もニーズは高いものがあるが、整備後の維持管理費が港湾管理者の財政に与える影響の軽減方策が課題となってくる。

復帰前後に建設された公営住宅は、老朽化や塩害による劣化が著しく極めて危険な状態にあり、また、昭和 56 年以前に建設された公営住宅には、現行の耐震基準を満たしていないものもあることから、建替えを促進する必要がある。また、離島・過疎地域においては、若年層の定住化及び地域活性化を図る観点から、公営住宅の建設を促進する必要がある。

整備にあたっては、高齢者・子育て世帯等に配慮した公営住宅のストック形成が必要である。また、密集市街地等の基盤が脆弱な住宅市街地において、引き続き防災に配慮した都市基盤整備を進める必要がある。

また、民間部門においても、高齢者・子育て世帯等向け民間賃貸住宅の建設、密集市街地における居住環境の改善・整備に資する住宅建替、駐留軍用地跡地における住宅開発などの政策性の高い分野における投資が一層促進されるよう努めるとともに、良質な住宅供給・個人住宅等持家取得を促進する必要がある。

さらに、民間住宅を含めて、住宅地の景観や、気候風土・環境共生に配慮した住宅・居住環境づくりに取り組むとともに、耐震診断・耐震改修の取組を促進する必要がある。

市街地の整備については、公共交通機関の利用促進策やモノレールをはじめとする都市交通システムの整備と一体となった総合的なまちづくりの推進が必要である。さらに、安全で快適な歩行空間を確保する観点から歩道整備、バリアフリー化や無電柱化を推進する必要がある。また、駐留軍用地跡地については、周辺の既存市街地との一体的な再開発計画の検討が重要である。

また、市街地再開発においては、民間投資の促進に努めるとともに、多額な資金需要に対応する金融の役割が重要である。

国等の支援策により、他県並のブロードバンド環境が整備されてきたところではあるが、急速な情報通信技術の発達や IT 利活用の促進が進む中で、また、規模の高まっているアジア市場への進出拠点として、新たな産業等を受入れ可能な情報通信基盤等の整備を行っていく必要がある。企業・住民の需要にあわせて IT の強みを生かした公共サービス等を行うための情報通信基盤を構築するとともに、行政サービスの情報化については、さまざまな新しい情報ツールを有する住民の要望に応えられるよう、手続きの効率化やサービスの拡充を図っていく。また、これまでそれぞれの自治体や行政サービスが独自に構築してきた部分を、クラウド基盤を活用等して共同で効率的に運用していくための体制構築が課題となっている。

災害に強い県土づくりについては、集中的な異常豪雨の増加に伴い、水害や土砂災害のリスクが高まっていることを踏まえ、危険箇所における一層の対策が課題となっているとともに、ソフト面でも、観測網の整備やハザードマップの作成等の災害情報の適切・適確な情報提供や避難行動への活用が必要である。

土砂災害対策については、平成 18 年 6 月に発生した大規模な地すべり災害を踏まえ、計画的な予防対策を実施するとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定とあわせて土砂災害情報相互通報システムの整備など、ハード・ソフト一体となった体制の強化を図る必要がある。この他、大規模自然災害に対しては、災害発生時の迅速な情報収集や専門技術者の派遣体制、災害対策用資機材の整備など、関係機関による大規模災害時における危機管理体制の強化を図り、県民の安全・安心な生活基盤を構築していく必要がある。

また、地震<sup>35</sup>や津波等の災害や老朽化のリスク等も踏まえ、海岸保全施設や水資源開発施設等の整備・更新を進めていく必要がある。

---

<sup>35</sup> 近年の調査研究では沖縄も大地震に見舞われる確率が高いことが指摘されている。